

第7章 重要文化的景観の保全・整備の推進に向けて

7-1 方策の実現に関連する取り組みの状況と見直し等について

第4章で示したまちづくりの将来像を実現していくために、第6章のような文化的景観に関する方策を推進、拡充してだけでなく、文化的景観の保全・整備の観点のみでは解決が困難な問題を当面の課題と捉え、現行規制の見直し等を検討していく。

(1) 建築物の景観誘導の考え方

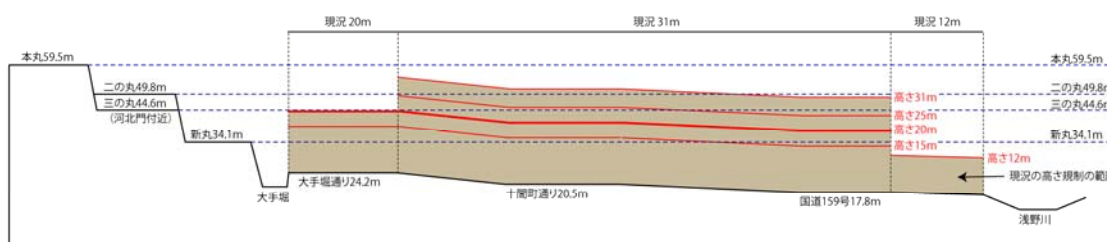
「金沢市景観総合計画（平成21年7月策定）」における建築物等の高さ誘導の方針に基づき、本地域の特性に応じた高さ規制の見直し、誘導について検討する。

①金沢城跡（シンボル）の存在を意識した景観誘導

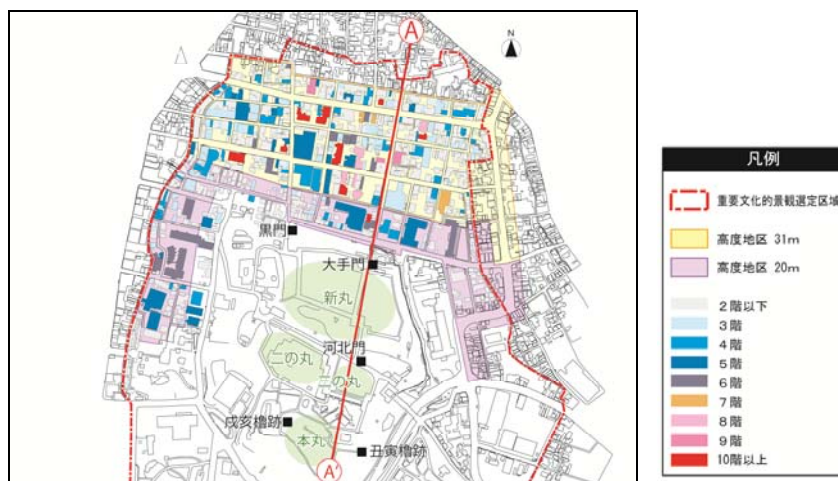
藩政期の都市計画が現代まで継承されている経緯を尊重するとともに、金沢城跡を頂点として内惣構跡に向かってなだらかな地形を活かし、象徴（シンボル）である金沢城跡の存在を景観的にも阻害しないよう、特に石垣の高さを超えないよう誘導することが望まれる。



新丸広場から本丸方向の眺望



大手町・尾張町界隈の高さ規制と石垣の高さ（A-A'断面）



大手町・尾張町界隈の現況の建物階数

i) 金沢城公園から大手町・尾張町方面への眺望

◆新丸広場（標高 34.1m）からの眺望

大手堀沿いの樹木により建物はあまり見えないが、大手門付近の10階建の高層マンション（約31mで既存不適格物件）とテレビ局のアンテナが突出して目立つ。その手前の6階建のマンションや隣接する5階建のホテルはあまり目立たない。



◆三の丸広場（標高 44.6m）からの眺望

植栽や塀により建物はほとんど見えないが、大手門付近や尾張町の高層マンションの屋上広告やテレビ局のアンテナが見える。



◆河北門二の門2階（二の丸とほぼ同じ標高）からの眺望

大手町・尾張町境界の高層マンションが目立つほか、6、7階建程度の中高層ビルの上層部も見える。



◆二の丸広場（標高 49.8m）からの眺望

樹木によりほとんど建物は見えないが、樹木の合間から、高層マンションが見える。



◆本丸（標高 59.5m）戌亥櫓跡からの眺望

二の丸広場の樹木越しにまちなみが見え、高層マンションの屋上広告やテレビ局のアンテナが目立つ。



このように、新丸広場、三の丸広場、二の丸広場は周囲に植栽があるため、広場から見ると、既存不適格の建物以外はあまり目立たないが、多くの来訪者が見学する河北門二の門2階からは、25m程度のビルも見えてしまうため、三の丸の高さを超えないよう、高さ制限20mや屋上広告の改善が望まれる。

ii) 金沢城周辺から金沢城への眺望

◆中町通りから大手門方面の見通し景観

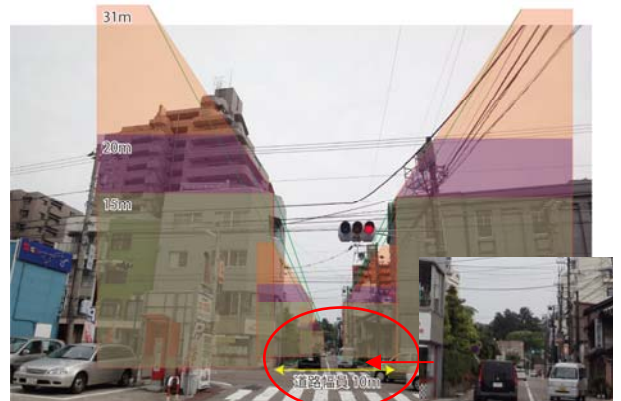
中町通り沿いには、低層の住宅や低中層のビルが多いが、9階建（高さ31m程度）のマンションが通りの見通し景観に圧迫感を与えている。



中町通りから大手門方面の見通し景観

◆博労町通りから黒門方面の見通し景観

博労町通りは、中層のビルが多いが、31mを超えるマンション（既存不適格）が通りの見通し景観に圧迫感を与えている。一方、黒門前付近は2～3階建しかないので、建物上部にも金沢城の緑が見え、見通しがよい。

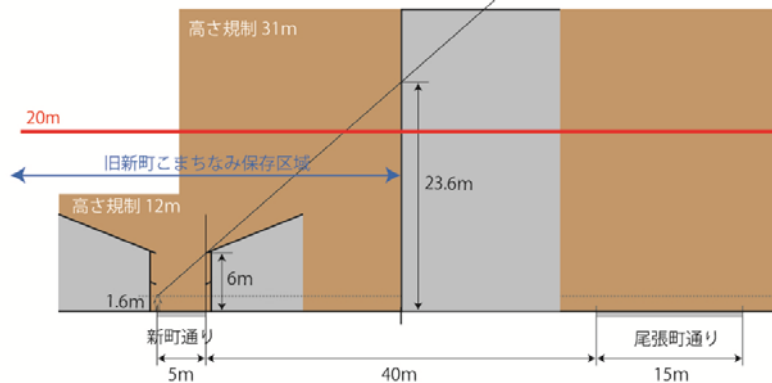


博労町通りから黒門方面の見通し景観

金沢城を仰ぐ通りの見通し景観としては、沿道に高層建築が建ち並ぶと圧迫感があるため、20m程度の中層建築を限度とすることが望まれる。また、大手門・黒門前付近は、金沢城の緑の連なりができるだけ見えるようにすることが望まれる。

②伝統的なまちなみの背景を考慮した景観誘導

尾張町通りに面して、現行規制値の31m程度の建築物があった場合、旧新町通りから尾張町側を見ると、旧新町こまちなみ保存区域の町家の背景に尾張町通りの建物が見えることになる。このため、旧新町の伝統的なまちなみを阻害しないよう、20m程度の中層建築を限度とすることが望まれる。また、新町通りにおいては、通りの両側が旧新町こまちなみ保存区域に指定されているにも関わらず、高さ規制は、通りの北側が12m、南側（尾張町側）が31mであり、南側も高さの制限を低くすることが望まれる。



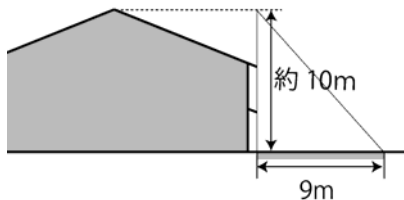
新町通りから見た尾張町

新町通りから尾張町通り側を見上げた場合、町家の背景にビルが見える。

③歴史的な土地利用履歴・景観文脈を意識した景観誘導

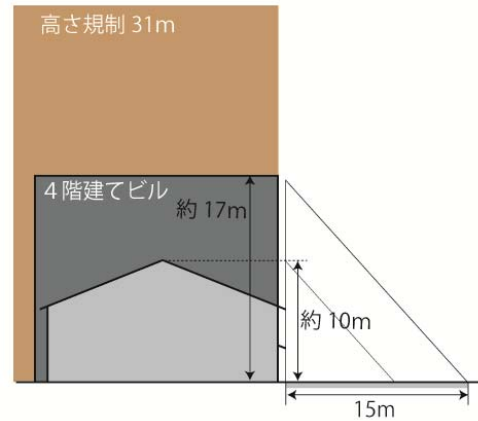
歴史的な土地利用履歴や景観文脈を基本として、土地利用現況や周辺部（バッファゾーン）との景観的な関係・調和への配慮が必要であり、まちの記憶を引き継ぐ近世、近代期の町家や洋風建築などの高さを考慮した高さの誘導が望まれる。

例えば尾張町通りにおいては、大正期の道路拡幅後の近代建築も、道路幅に対する建物のボリュームは継承しており、そういった精神性を引き継ぎ、まちの記憶を象徴する町家や近代建築を活かすためにも、20m程度の中層建築を限度とすることが望まれる。



市電開通前の尾張町通り（大正期以前）

藩政期から大正期に市電が開通するまで、道路幅員約9mに対し、高さ約10m前後の店の町家が並んでいた。



市電開通後の尾張町通り（現在）

大正期に市電が開通する際、道路が15mに拡幅され、その後建設された石黒ビル（S2完成）は、当時初めての地上4階建（約17m）の建物であったが、道路幅員に対する建物の高さの比は、拡幅前をほぼ継承していた。

【実現に向けたまちづくり手法】

〈高度地区〉

- ・都市計画に定める地域地区の一つ。用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

〈景観地区〉

- ・都市計画に定める地域地区の一つ。市街地における良好な景観を形成するために、建築物の意匠・形態・高さ等を定めることができる地区。

〈地区計画〉

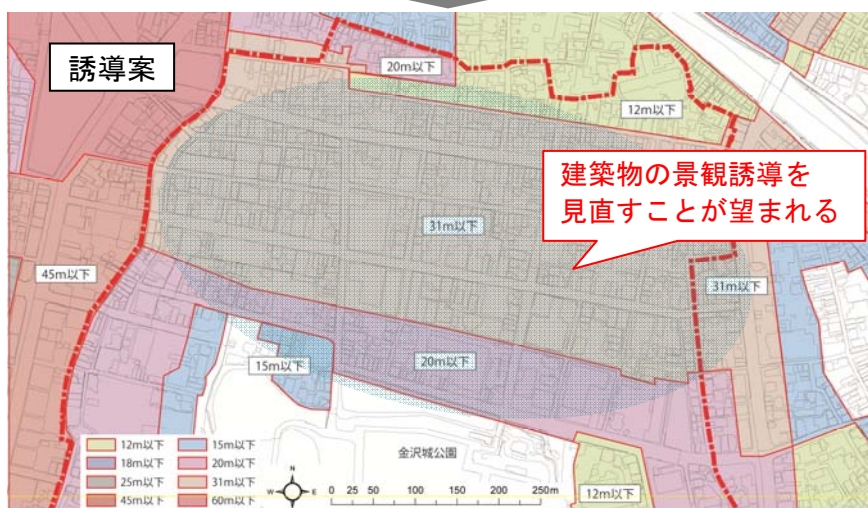
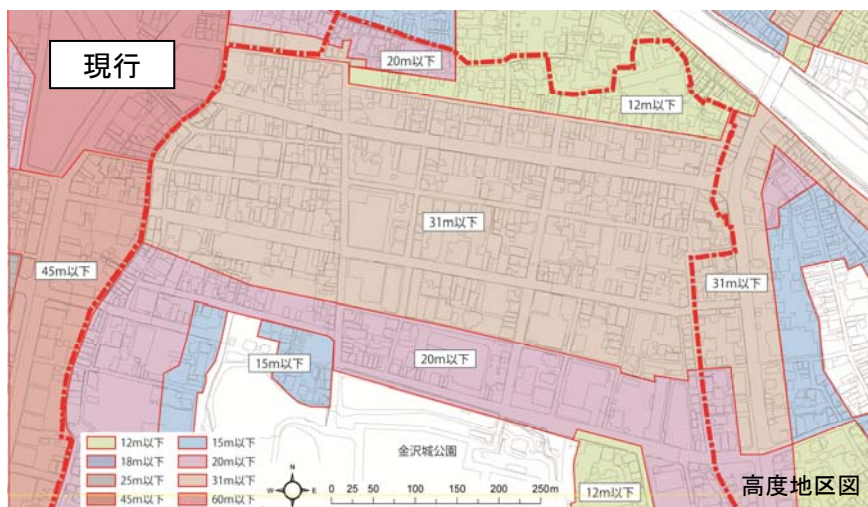
- ・都市計画に定める計画の一つ。地区レベルで建築物の高さ等のルールづくりが可能であり、条例の有無により項目と拘束力の選択が可能。

〈歴史的風致維持向上地区計画〉

- ・建築物等の高さの最高限度又は最低限度、形態又は色彩その他の意匠の制限等を定めることができる。

〈まちづくり協定〉

- ・「金沢市まちづくり条例」に基づき定める協定。地区レベルで地域住民が自主的に定め、運営する、まちづくりのためのルール。



(2) 駐車場の考え方

金沢の中心市街地における駐車場の増加は、城下町金沢の伝統的まちなみの連続性が損なわれる可能性があるほか、都市の活力と生活空間における交通の安全性を低下させる要因にもなる。しかし、現代社会においては、居住者、来訪者ともに車はなくてはならない交通手段として利用されており、「金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱」や「駐車場附置義務条例」により整備すべき駐車場の台数が規定されている。また、車の利用や駐車場の立地を著しく規制することで、逆に中心市街地の衰退につながるものが想定される。

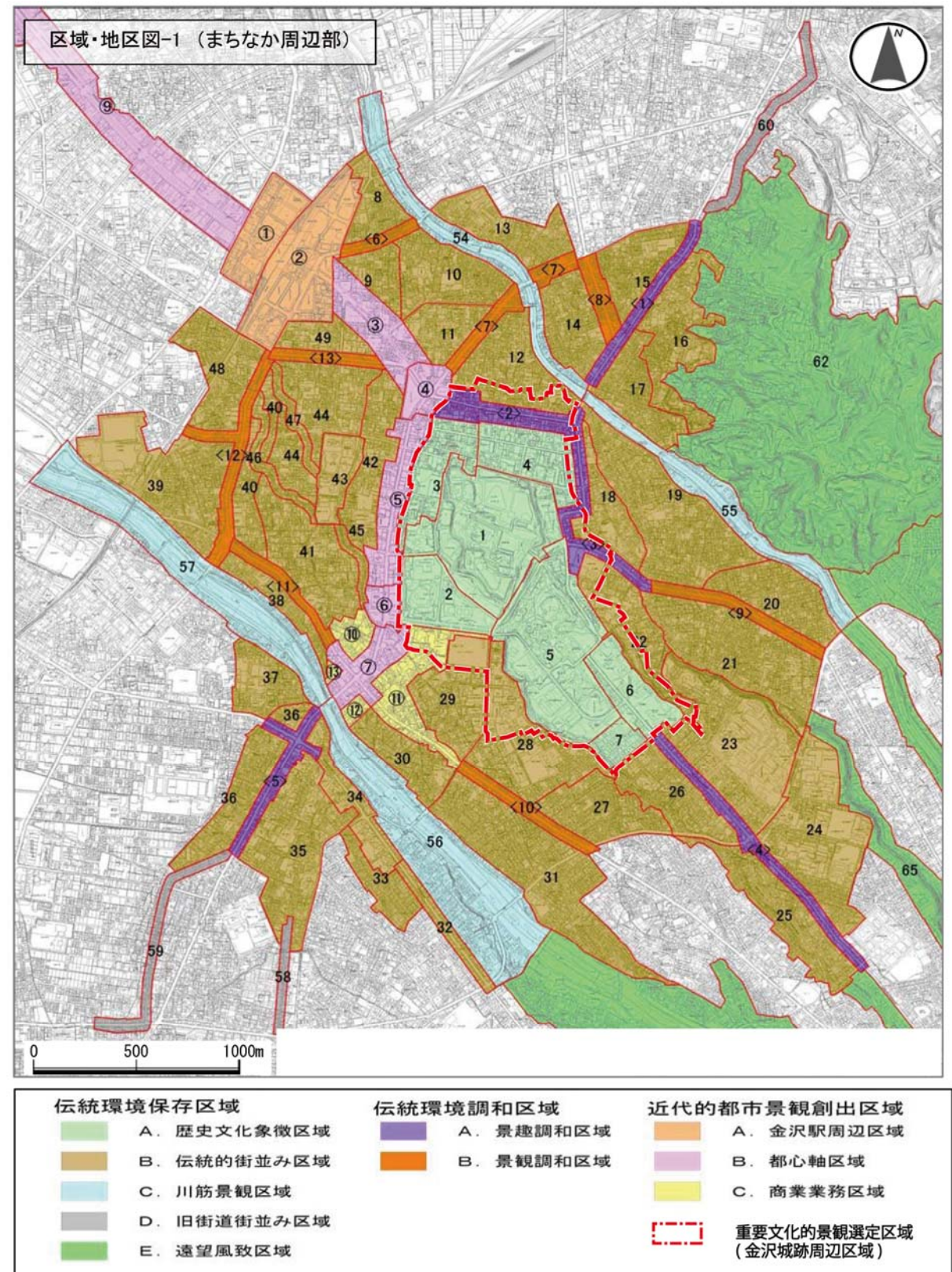
このため、金沢市景観計画に基づく駐車場の修景とともに、駐車場適正配置条例により駐車場の適正な配置や集約化を図ることで、伝統的なまちなみ景観との調和に配慮した駐車場整備を実現する。

金沢市景観計画での駐車場に関する景観形成基準

対象物件	低層建築物	<p>【伝統環境保存区域】</p> <p>◇歴史文化象徴区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 十間町・尾山町地区（西町一番～四番丁、十間町 など） ・ 4 尾張町・大手町地区（殿町、梅本町、梅本町西横丁、梅本町東横丁、下胡桃町、中町、上今町 など） <p>◇伝統的街並み区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 彦三町・尾張町地区（彦三一番～五番丁、母衣町、上新町、下新町、桶町、袋町、主計町 など） <p>【伝統環境調和区域】</p> <p>◇景趣調和区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〈2〉尾張町地区（尾張町、下近江町、袋町、橋場町、博労町 など）
	中高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側にはまちなみとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・ やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。
	土地の形質・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・ できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・ やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・ 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・ 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。

※低層建築物：高さ10m以下の建築物

中高層建築物：高さ10mを超える建築物



金沢市景観計画の景観形成区域詳細図

金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱の概要

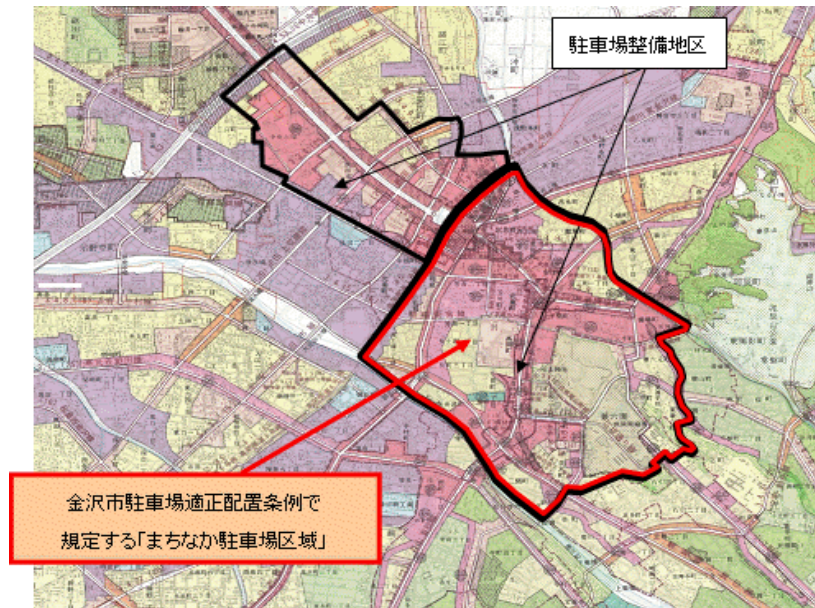
担当課	目的	対象区域	内容
建築指導課	共同住宅等を建てることに伴う紛争を未然に防止し、良好な居住環境を確保する。 駐車場については、 <u>路上駐車等のトラブルを防止</u> するため、十分な駐車場を確保する。	金沢市内	<ul style="list-style-type: none"> 15戸以上の共同住宅等を建築する場合は、下記の台数以上の駐車施設を設置する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 商業地域及び近隣商業地域：住戸数の40% 2. 第1種住居地域ほか：住戸数の70% ※ワンルーム形式住戸（25㎡以下）の場合は、2戸で1戸として算定 建築物の構造や敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合は、1/2以内の台数分の駐車場を、商業地域及び近隣商業地域にあっては当該敷地から概ね200m以内の場所に設けてもよい。

駐車場附置義務条例の概要

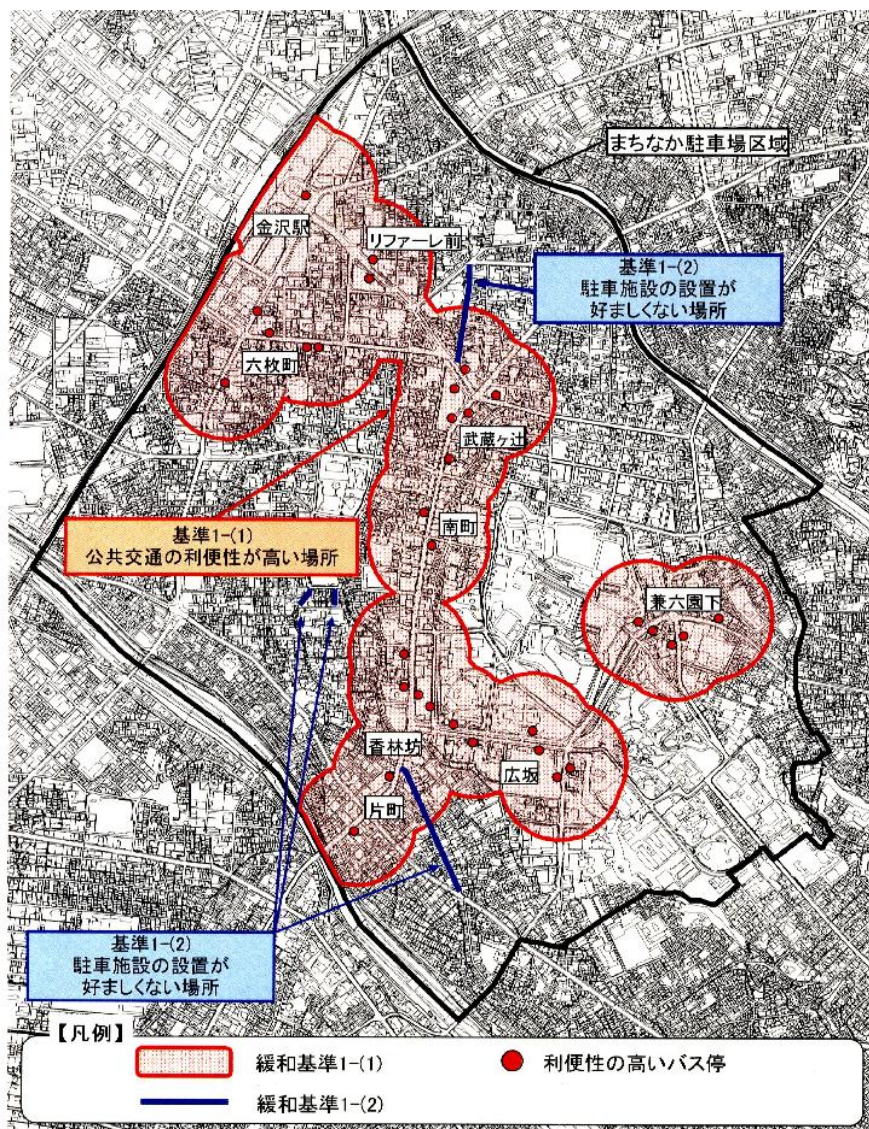
担当課	目的	対象区域	内容
交通政策課 (条例所管) 建築指導課 (届出受付)	市街地における自動車交通が輻輳する地区で道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために定め、 <u>駐車施設の整備を促進</u> する。但し、公共交通利用促進条例、駐車場適正配置条例の施行等を通じ、 <u>歩行者と公共交通を優先するまちづくり</u> を進めているまちなかにおいて、基準を設けて、 <u>駐車施設の附置義務を緩和</u> する。	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の建築物※を新築する場合は、敷地内に駐車場附置義務条例により決められた台数以上の駐車施設を附置する。 ※特定用途（劇場、百貨店、事務所等、ホテル、飲食店、その他の店舗、事務所等）の床面積＋非特定用途（特定用途以外）の床面積×1/2が1,000㎡を超えるもの。 台数=特定用途の床面積/150㎡ +非特定用途の床面積/450㎡ (6,000㎡未満の場合は緩和係数がかけられる。) 建築物の構造や敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合は、当該敷地から概ね200m以内の場所に駐車施設を設けてもよい。 下記の基準を満たす場合に、駐車施設の附置義務を緩和 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共交通の利便性が高いバス停から半径約200mの範囲内又は「歩けるまちづくり協定」区域内 2. 施設利用者に対して公共交通の利用促進を図る取組の実施（公共交通利用促進協定書の締結）

駐車場適正配置条例の概要

担当課	目的	対象区域	内容
交通政策課	交通渋滞の緩和と歩行者の安全性の向上を図り、もって本市のまちなみの特性に対応した住みよい好環境の形成に寄与する。	まちなか 駐車場区域	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の新設又は変更を行う場合に届出が必要（住宅の自家用駐車場、小規模な駐車場（4台以下程度）を除く） 「まちなか駐車場設置基準」への適合 <ol style="list-style-type: none"> ①交通渋滞の緩和 ②歩行者の安全性及び回遊性の確保 ③まちなみにふさわしい都市景観の形成 ④まちなみと調和した景観への配慮



駐車場整備地区（金沢都心部地区）とまちなか駐車場区域



まちなか駐車場区域のうち緩和対象エリア

【景観に配慮した駐車場の整備例】

○駐車場入口の修景

青空駐車場を設ける場合でも、駐車場の前面に既存の土塀を残し、植え込みと瓦を配した低い塀等で修景することにより、周辺の伝統的まちなみとの調和が図られている。



緑化などにより修景された駐車場の事例

○敷地内の駐車場配置の工夫

道路から見えない場所に駐車場を配置し、建物と一体的に駐車場を設けることで、まちなみの連続性を確保している。また、共同住宅の場合、道路から見えない建物内部に立体駐車場を設ける工夫も取り組まれている。



道路から見えない位置に駐車場を設けた事例



建物内部に駐車場を設けた共同住宅の事例

(3) 町家の保存・活用の考え方

金澤町家は、気候風土に合わせて住まいと生業が共存する場として人々の暮らしを支え、継承されてきており、戦災を逃れた金沢でも城下町の歴史的資源として、文化的景観を形成する重要な要素となっている。

このような金沢の歴史・伝統・文化を伝える貴重な資源である「金澤町家」を維持・継承することにより伝統的なまちなみを保存するとともに、町家を積極的に利用することにより維持・再生を図り、個性豊かで魅力的なまちづくりを推進する。

金沢市では、これまでも下記のような金澤町家の保存・活用に資する各種事業を実施しているが、今後もこのような取り組みを継続していく。

町家の保存・活用に資する事業

項目	内容
町家再生活用事業	昭和25年以前に建てられた伝統的な建築物である金澤町家の外観の修復や内部の改修などに支援し、積極的な再生と活用を目指す。
金澤町家流通コーディネート事業	金沢市と関係団体等が連携し、金澤町家の所有者と購入・借家希望者に対して、必要な情報発信・助言を行うとともに相互の調整を図り、金澤町家の流通を促進する総合窓口としてのサービスを行う。
こまちなみ保存修景事業	こまちなみ保存区域における建築物の修景や保存建造物の修復等に対して支援する。
文化財保存助成事業	金沢市文化財保護条例により指定されている建造物等及び景観条例で指定されている保存対象物について、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。
県指定文化財助成事業	石川県文化財保護条例により指定されている建造物等について、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理に対して助成を行う。
歴史的建造物保存活用事業	歴史的風致形成建造物及びその敷地を取得し、建造物の修理復元を行い、市民や観光客に広く公開活用することにより、歴史都市の魅力向上を図る。
(社)金沢職人大学校	藩政期から金沢に根付いてきた職人の高度な技術の伝承を目的として、平成8年に開校した。修了生は市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。

(4) 国道159号(尾張町商店街区間)の整備の考え方

国道159号橋場交差点～市道尾張町2丁目線7号交差点までの約630mの区間は、昭和5年(1930)に都市計画決定されているが、約80年間事業化されていない区間である。

当該区間は、重要文化的景観選定区域にあり、そのうち尾張町商店街は、藩政期以来の特権商人のまちとして栄え、城下町が醸成した伝統文化に基づく老舗が独特の界限を創り出していることから、特徴的・一体的な界限性を有する地区(特徴的な街区)として、文化的景観の重要な構成要素に位置付けられている。一方、国道159号は、金沢市東部地域と武蔵、金沢駅を結ぶ都市内の重要な幹線道路であることから、円滑な交通の確保が求められている。

このような背景を踏まえ、パブリック・インボルブメント(PI)の手法により地元住民主体の議論を重ねながら、尾張町地区の今後のまち・みちづくりの方針が検討された。平成20年3月に検討組織が設立され、「尾張町地区のまち・みちを考える会」で検討されたまちづくりの素案をもとに、「尾張町地区まち・みち検討委員会」で今後の方向性について協議・検討された。平成24年3月までの間に「尾張町地区まち・みち検討委員会」が6回、「尾張町地区のまち・みちを考える会」が10回開催された。この中で、尾張町地区は重要文化的景観選定区域であることから、歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりを行うとともに、歩行者・自転車・自動車が安全に安心して通行できるまちづくりを行うことが基本方針として示された。

概ね整理し示された道路の姿は、「博労町～橋場間」(尾張町商店街の区間)について、交通円滑化・安全性向上、歩行空間確保、歴史的建築物の保全、景観(無電柱化の実施)を重視することとし、沿道の歴史的建築物を保全しながら、現況の4車線を確保した整備をすることとなった。

なお、道路の都市計画決定のあり方については、今後、全体的なまちづくり・まちづくりの中で、見直しを含めて検討していくこととしている。



尾張町商店街の歴史的建築物

(5) 低層部の商業利用の考え方

尾張町界限は、藩政期に特権商人が居住する金沢の商業の中心地として栄え、現在も、老舗の商店街「尾張町商店街」やこまちなみ保存区域であり伝統工芸品等の店舗が多く集まる「新町」など、藩政期に由来する商業地としての場所性を有している。このような場所性を継承するために、市が商業振興施策を講じるとともに、下記のようなまちづくり手法を活用することで、低・未利用地の活用にも配慮し、商業利用（特に伝統産業やものづくり関連）を促進していく。しかしながら、経済の実態としては、空き店舗が埋まらないなど商業利用は困難な状況もあるため、地域の意見を十分に聴くことにより、店舗利用のみに限定せず、少なくとも1階部分は、店舗や事務所、賑わいに寄与する施設（ショーウインドウ、壁面ギャラリー、優良意匠屋外広告物等）等の設置を誘導する。

【低層部の商業利用に向けたまちづくり手法】

〈地区計画〉

- ・地区レベルで建築物の高さ、用途等のルールづくりが可能であり、条例の有無により項目と拘束力の選択が可能。

〈まちづくり協定〉

- ・地区レベルで地域住民が自主的に定め、運営する、まちづくりのためのルール。

〈特別用途地区〉

- ・地区特有の目的を実現するために、用途地域の指定を補完して定める地区。



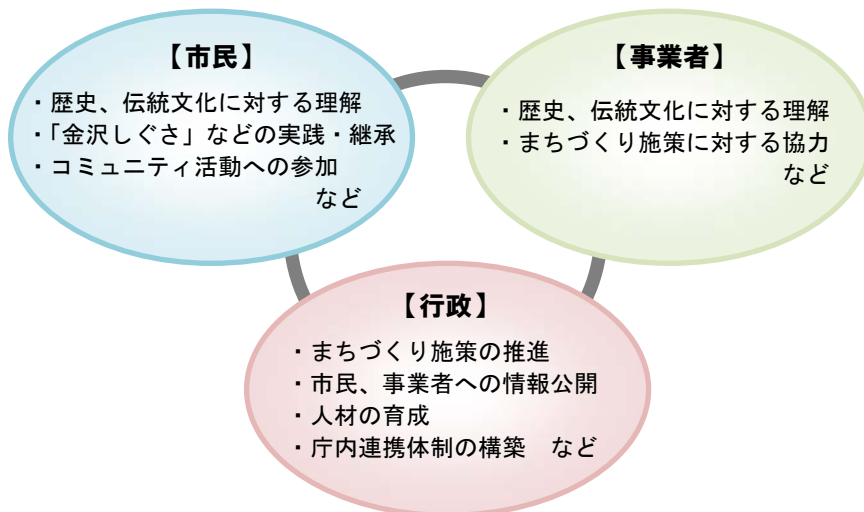
マンション低層部の商業利用事例



ショーウインドウでの展示事例
(尾張町ミニ美術館)

7-2 推進体制

重要文化的景観の保全・整備を推進するためには、行政が文化的景観を活かしたまちづくり施策を推進するだけでなく、市民や事業者が文化的景観について理解し、継承していくことが不可欠である。以下に整理する役割を、市民、事業者、行政がそれぞれ担うことで、文化的景観の保全・整備の推進に努める。



(1) 市民の役割

文化的景観の継承は、本市の歴史と伝統文化に対して高いアイデンティティを形成するため、市民自らの手でその個性と魅力を磨き高めることが重要となる。そのためには、市民一人ひとりが、本市の歴史と伝統文化に対する理解を深めて、高い文化性や価値観、生活に息づく美意識を継承し、日々の暮らしの中で、能楽や茶道等の嗜みや伝統行事、風習、「金沢しぐさ」など、藩政期以来、培われてきたことを実践していくことが望まれる。

また、藩政期以来、広く市民に継承されている能楽や茶道に関連する会のほか、俳句、日本舞踊などをはじめとする文化的な活動を行う市民による自発的な会が数多くあり、今後も引き続き継承されることが望まれる。

さらには、市民は、行政と協働のパートナーであるとの自覚と責任を持って、町会や校下等のコミュニティ活動をはじめ、NPO やまちづくり市民団体などの多様な活動を通し、文化的景観の保全・整備の取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。

【市民の参画を支援するための事業】

項 目	内 容
文化財ボランティア活動支援事業	金沢の歴史遺産を市民協働で保護するために、文化財ボランティア団体「うめばちの会」を支援する。
協働のまちづくりチャレンジ事業	様々な行政課題を解決する事業、地域を元気にする事業、新たな分野へのチャレンジ事業など、町会やNPOの市民活動団体等から創意と工夫にあふれるまちづくり企画を提案していただき、市民と行政とが協働してまちづくりに取り組む事業。

(2) 事業者の役割

民間事業者も市民の役割と同様に、行政、市民と連携し、文化的景観の保全・整備の取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。

特に、民間事業者等においては、本市の文化的景観の価値について深く理解するとともに、その施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向けて、建築物の景観への配慮や生業・文化・限界性を継承するための事業を展開することが求められる。

【事業者の取組を支援するための事業】

項目	内容
頑張rimi商店街支援事業	商店街自らが賑わいを創出し、集客力強化を図るため、やる気を持って頑張る事業を支援し、魅力ある商店街づくりを推進する。
中心市街地賑わい創出事業費補助	広坂や近江町市場などの中心商店街において、地区の商店街が自ら企画して集客力のあるイベントを開催することにより、賑わいを創出し、中心市街地の活性化を図る。

(3) 行政の役割

文化的景観を活かしたまちづくりを念頭に、歴史的特性・文脈に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進するとともに、伝統技術や伝統芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成等の事業を積極的に実施・支援する。

施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を推進し、市民や事業者等と情報を共有して、様々なニーズの把握に努める。また、市民・事業者等と行政の協働による文化的景観の保全・整備の取り組みを行うため、各種啓発事業を積極的に展開するとともに、多くの市民や民間事業者等の参画を促し、その活動を積極的に行う人材の育成にも努める。

【方策スケジュール】

項目	内容	短期 (H24~26)	中期 (H27~29)	長期 (H30~)
市民・事業者への意識啓発	金沢の文化的景観を広く市民に知ってもらうため、文化的景観探訪会・体感会、シンポジウム等を開催する。	●文化的景観探訪会・体感会、シンポジウム等の開催		

【実施手法（参考案）】

○テレビ番組等によるPR

- 「重要文化的景観」を紹介するテレビ番組の制作
- 紹介映像を制作（市のHPへの掲載やシンポジウム等での放映に活用）



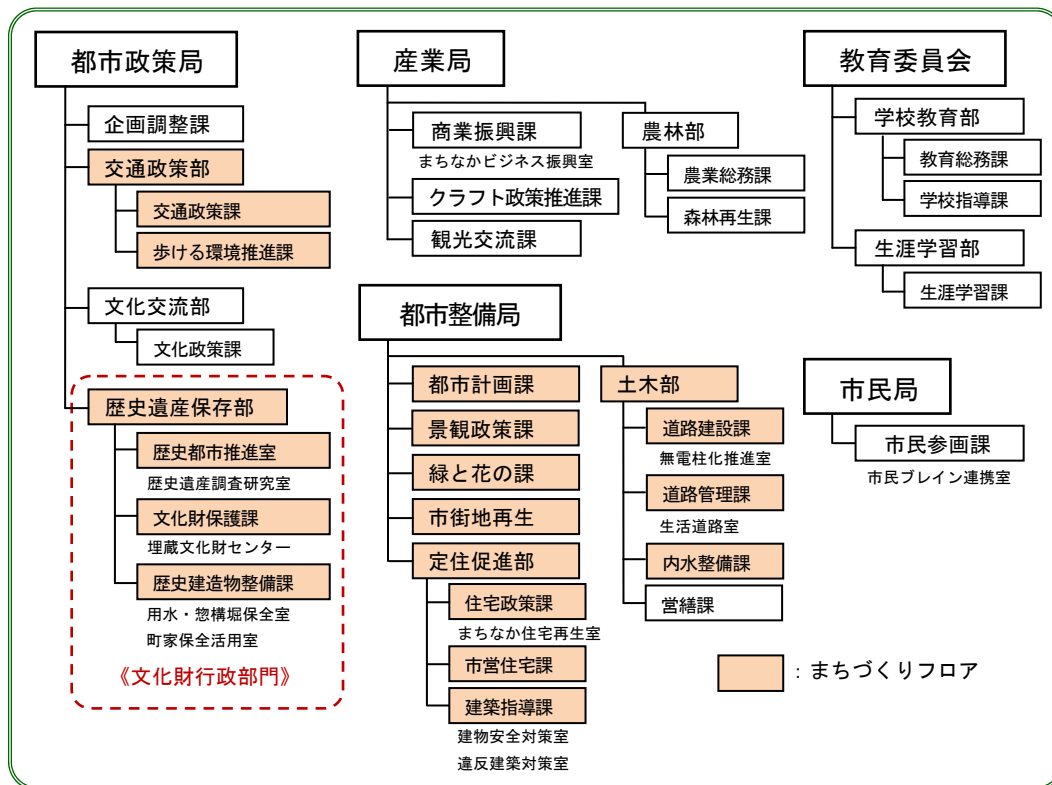
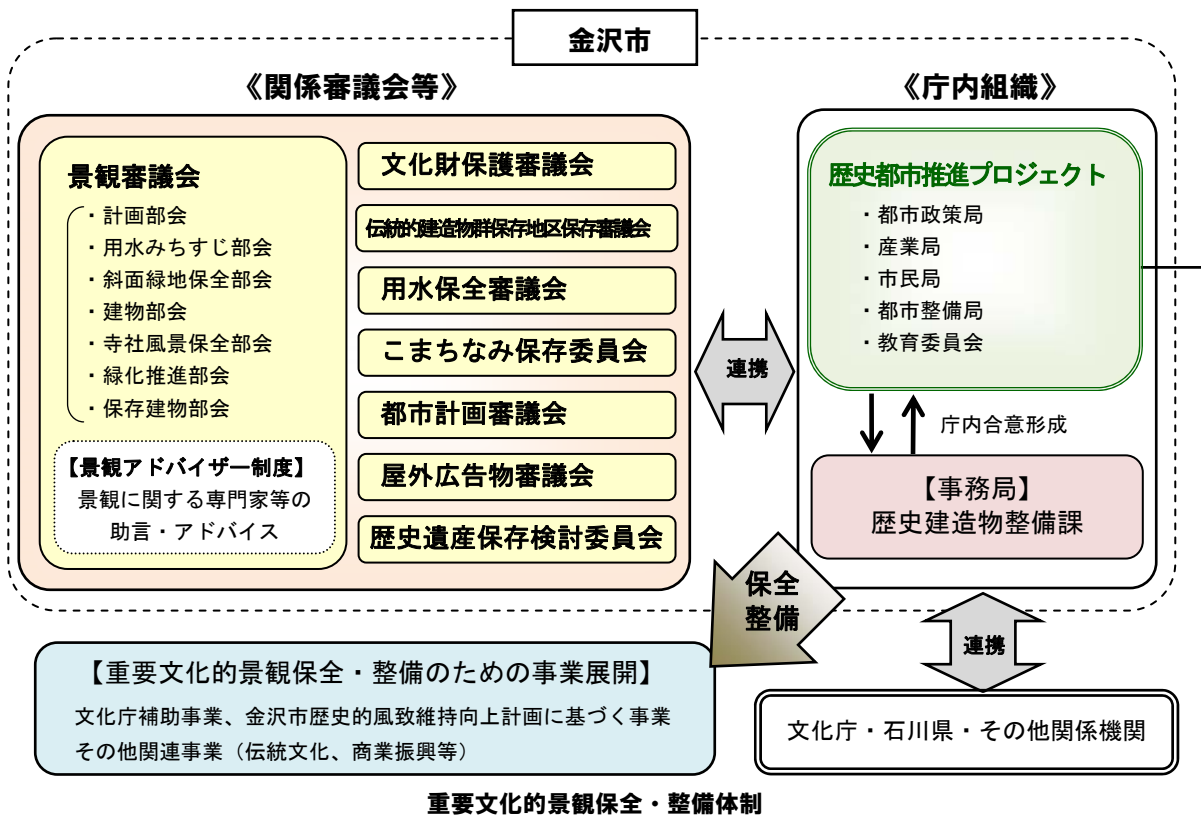
文化的景観探訪会

文化的景観を保全・整備するために、庁外との推進体制として、金沢市景観審議会、金沢市都市計画審議会、金沢市文化財保護審議会などの各関係審議会に必要に応じて諮るとともに、文化庁、石川県、その他関係機関とも連携し、重要文化的景観の保全・整備のための事業展開や取り組みを進める。また、景観に関する専門家等の助言・アドバイスを聴くことができる景観アドバイザー制度を活用するほか、地元住民と連携し、将来に向けて望ましい文化的景観の保全・整備を推進していく。

庁内の推進体制としては、都市政策局、産業局、市民局、都市整備局、教育委員会が連携し、設置している「歴史都市推進プロジェクト」の組織を一層強化していく。また、本市では、各種事業の連携を図るために、歴史遺産保存部をはじめ土木部、都市計画課、景観政策課などの都市整備局とその他関連部局を「まちづくりフロア」として集中配置しており、さらに連携を強化していく。

本市における文化財の保護に関する実務は、市教育委員会が市長の事務部局である都市政策局に補助執行させるという形式を取っている。この都市政策局内に文化的景観をはじめとする文化財の保護・活用を担当する「歴史遺産保存部」を設け、文化財を含む市域の歴史的資産全般の保全、整備、指導並びに活用等の業務を一元的に行っている。また、歴史遺産保存部内に各分野の有識者を顧問に迎え「歴史遺産調査研究室」を設置し、市内の有形・無形の歴史文化遺産の情報の集積及び調査・研究を進めている。

以上のような、庁内外の連携体制を構築することで、継続的に文化的景観の保全・整備を推進していく。



歴史都市推進プロジェクトの推進体制

7-3 重要文化的景観の保全・整備に関連する事業

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の保全・整備に資する文化庁の補助事業について、以下に示す。今後、このような各種事業を効果的に組み合わせながら、選定区域を対象とした総合的かつきめ細やかな事業展開を図り、有形・無形の要素が一体となった文化的景観の特性をより高めていくよう努めるものとする。

【文化庁による補助事業】

(1) 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

(2) 補助対象事業

重要文化的景観を対象とする事業

①整備事業

ア事前調査、整備計画立案

イ標識、説明版、境界等の設置及び改修工事

ウ防災、便益管理施設の設置等の工事

エ重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事

②普及・啓発事業

ア地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業

イ上記①～②の事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

(3) 補助金の額

補助金の額は、原則として補助対象経費の2分の1とする。

出典：文化的景観保護推進事業国庫補助要項より抜粋

※全国文化的景観地区連絡協議会より、国への要望事項として下記の点について提案されており、本整備計画の運用にあたって必要な事項であるため、今後も国において検討されることが望まれる。

- ・継続的な国庫補助制度の実施と財源の確保
- ・間接補助等の補助対象の拡充など市町村が使いやすい国庫補助要項の工夫

おわりに

金沢市が重要文化的景観に選定されたのは平成22年2月である。同年6月にこの文化的景観の保全・整備を進めるための整備計画検討委員会が発足した。同じく整備計画研究会も設置され、約2年間にわたり計画策定に向けさまざまな視点からの問題点を討議してきた。計6回の研究会を経て、ようやく方策原案をまとめることができた。今はふかく安堵している。これもひとえに検討委員会委員、研究会委員、オブザーバーの森教授や文化庁文化財部の井上・市原両調査官、金沢市都市政策局歴史遺産保存部を中心とした担当職員、また資料づくりや編集作業を手伝った(株)日本海コンサルタントの皆さんなど多くの方々のご協力の賜物であることを、まずもって感謝申し上げたい。

全国で初めての歴史都市を対象とした重要文化的景観の価値をより鮮明にし、それらの保全や新たな修景整備計画を立案することは至難のことであった。

金沢市は早くから伝統文化など有形・無形の歴史文化遺産ならびに緑地や用水などの景観資源を後世に伝えようと、既にさまざまな保全への取り組みを行ってきた。つまり多くの関係委員会が審議を行ってきた。したがって改めて検討し直さなければならない大問題はなかった。ただ我々が文化的景観の重要な構成要素とした道路とその両側町のまちなみ、町家の建物とその背景にある城跡や卯辰山の森などを組み合わせて重視した都市景観の保全をどうすれば良いのかが取り沙汰された。特に商業地における建物の高さ制限の問題が急務となり、市中の衰退化傾向による空洞化現象と同時に、他方、進みつつある高層住宅マンションの林立化が懸念されたからである。

さらに伝統的建造物群の保存は別に進行しているので、ここではむしろ近世城下町の文化を未だに残す伝統都市の生活文化としての問題があった。つまり旧市街地の特徴を備えた界隈から醸し出す匂いや雰囲気は、そこに住む人たちの日常生活の中から生まれたものである。それはとりもなおさず界隈の人たちの生業(なりわい)や生活様式を今後どれだけ温存(保全)しつつ、継承することが可能かという将来にかかっている。

幸いに商店街の人たちは状況を理解し、文化的景観価値の保全の具体策にも協力的だと聞いている。しかし、それでも不安は残る。それは市中心部の活性化とも絡むが、単にマンション住民が増えれば良いという問題ではない。界隈がもつ「金沢らしさ」の生活とその文化的景観の独自性を維持しながら、新たな都市形態の構築を目指さなければならないからである。

さらに文化的景観の保全・整備計画は決して特定の界隈のみに限定したものではない。市街地全体を対象に、新旧の都市空間をほどよく調和させながら世界に誇るマチづくりを目指す必要がある。是非とも皆様のさらなるご意見をお聞かせいただきながら、素晴らしい都市をつくりたいものであります。

2012年3月

北陸大学未来創造学部・教授 博士(文学) 小林 忠雄

